

# 生活困窮者自立支援金

## 1 支給対象となる世帯

### 今回の生活困窮者自立支援金を利用できる世帯

緊急小口資金等の特例貸付が利用できない以下のいずれかの世帯

- ・総合支援資金の再貸付を  
借り終わった世帯 または **11月**までに借り終わる世帯
- ・総合支援資金の再貸付が不承認となった世帯
- ・総合支援資金の再貸付の相談を自立相談支援機関にしたものの、申し込みに至らなかった世帯

上記世帯に該当したうえで、以下①～③全てを満たしている場合

#### ① 収入要件 収入が、下表の収入額以下であること

世帯人数	世帯全員の収入額
1人	124,000円
2人	175,000円
3人	213,000円
4人	250,000円
5人	288,000円

※収入には定期的に支給される公的給付を含む  
※給与収入の場合、社会保険料等天引き前の事業主が支給する総支給額から交通費を除いて算定する。自営業の場合は、事業収入（経費を差し引いた控除後の額）。

#### ② 資産要件 資産が、下表の金額以下であること

世帯人数	金融資産（現金・預貯金）
1人	486,000円
2人	738,000円
3人	942,000円
4人以上	1,000,000円

#### ③ 求職要件 今後の生活の自立に向けて、以下のいずれかの活動を行うこと

- ・ハローワークに求職申込をし、以下①～③に掲げる求職活動を行うこと
  - ①月1回以上、ふくし総合相談センターよりそいの面接等支援を受ける
  - ②月2回以上、ハローワークで職業相談等を受ける
  - ③原則週1回以上、求人先へ応募を行うまたは求人先の面接を受ける
- ・就労による自立が困難であり、この給付終了後の生活の維持が困難と見込まれる場合には、生活保護の申請を行うこと



## 2 支給額・支給期間

月額の手給額：右表のとおり

単身世帯	6万円
2人世帯	8万円
3人以上の世帯	10万円

支給期間：3か月間

## 3 申請手続き



**申請期限：令和3年11月末まで**

▶申請方法は次のいずれか

1 申請窓口に持参【予約可】

または

2 郵送【令和3年11月30日(火曜)消印有効】

▶申請に必要な書類

市ホームページおよび個別通知でお知らせします。

## 4 総合支援資金の再貸付を利用された方へ

▶※個別にお知らせを送付します。

※埼玉県社会福祉協議会から総合支援資金の再貸付が決定された方に限ります

▶他市町村から転入された方などは、申請書類がお手元に届かない

場合もありますので、お問合せください。

お問合せ先  
(専用窓口)

生活困窮者自立支援金窓口 **049-293-2870**

【受付時間】 平日8:30~17:15

ふじみ野市役所本庁舎2階A202会議室(9月まで)

(10月から ふじみ野市役所本庁舎2階

生活困窮者自立支援金窓口)

❗ 「新型コロナ生活困窮者自立支援金」を装った  
“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください!

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村や厚生労働省(の職員)などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、市役所や東入間警察署(または警察相談専用電話(#9110))にご連絡ください。